

# 2015年ベトナム民法「義務履行担保措置」<sup>1 2</sup>制度の概要

ベトナム長期派遣専門家<sup>3</sup>，弁護士

枝川 充志

## ●目次

### 1 はじめに

- (1) ベトナム民法に見る義務履行担保措置の変遷
- (2) 変遷とその意義
- (3) 本稿の目的

### 2 担保措置制度の概要

- (1) 担保措置の位置付け及び構成
- (2) 担保措置における「義務」の意義
- (3) 担保措置の種類
- (4) 担保措置の成立要件
- (5) 対抗要件
- (6) 担保財産の処分（実行）
- (7) 担保措置の消滅

### 3 土地所有権及び土地付着財産への抵当

### 4 終わりに

## 1 はじめに

本稿の目的を述べるにあたって、まずはベトナム民法における義務履行担保措置の歴史の変遷を見ていきたい。このことが現行2015年ベトナム民法の義務履行担保措置を紐解く上での伏線となるからである。

### (1) ベトナム民法に見る義務履行担保措置（以下、単に「担保措置」という。）の変遷

- ① ベトナムにおける担保措置について、1986年のドイモイ政策以降にさかの

<sup>1</sup> ベトナム語で「担保措置」は「biện pháp bảo đảm」。なお、ベトナム法の日本語訳は、JICA六法のウェブサイト (<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/>)、及び同内容からなる法務総合研究所国際協力部のウェブサイト ([http://www.moj.go.jp/housouken/houso\\_houkoku\\_vietnam.html](http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html)) を参照のこと。特に断りがない場合は、訳語は同サイトによっている。

<sup>2</sup> 「担保措置」とは聞き慣れない法律用語であるが、ベトナム語の「biện pháp (措置) bảo đảm (担保)」を翻訳したものである。「biện pháp」は漢字では「辦法」とされ、日本語訳では「手法／方法」「措置／処置」と訳出される（川本邦衛編「詳解ベトナム語辞典」（大修館書店、2015年11月）参照）。なお、英語では「Measures to secure performance of an obligation」（英訳は「Official Gazette (Issue Nos 05-12 December 2016)」を参照）。以後、本文中及び注においても他に断りがなければ同様である。

<sup>3</sup> 「2020年を目標とする法・司法改革プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）」派遣専門家。本稿のうち意見に渉る部分は私見であり、筆者の所属する団体や本プロジェクトの見解でないことを申し添える。

ばって現行2015年民法の淵源を辿っていくと、1991年4月に制定された「民事契約法令（国会常務委員会令）」にたどり着く。

同法令の「第3章 民事契約履行担保措置」には「財産の抵当」（30条）、「財産の質」（35条）、「保証」（40条）及び「手付」（42条）という4種の担保措置が規定されていた。

② 1995年10月に成立した1995年民法では「第3編 民事義務と民事契約」<sup>4</sup>の中の「第5節 民事義務履行担保」<sup>6</sup>において、「財産の質」（329条）、「財産の抵当」（346条）、「手付」（363条）、「寄託」（364条）、「供託」（365条）、「保証」（366条）及び「違約罰」（377条）の7種が担保措置として規定された。

③ その後、JICAもその制定過程に協力<sup>7</sup>した2005年民法（2005年6月14日成立）では、「第3編 民事義務と民事契約」の「民事義務履行担保」において、上記7種のうち「違約罰」が削除された。

その代わり「保証」の中に規定されていた「信頼による保証」（2005年民法318条<sup>8</sup>）が独立した担保措置として規定された。

この結果、「財産の質」（326条）、「財産の抵当」（342条）、「手付」（358条）、「寄託」（359条）、「供託」（360条）、「保証」（361条）及び「信頼による保証」

---

<sup>4</sup> ベトナム語では「NGHĨA VỤ DÂN SỰ VÀ HỢP ĐỒNG DÂN SỰ」、英語では「CIVIL OBLIGATION AND CIVIL CONTRACT」（筆者訳）である。ベトナム語の漢字表記は「NGHĨA VỤ（義務）DÂN SỰ（民事）VÀ（及び）HỢP ĐỒNG（契約）DÂN SỰ（民事）」となる。以下漢字表記は翻訳及び理解の便宜のために記載した。ベトナム語の語彙は中国語由来のものが多く、漢字で表記できるが、同じ漢語を異なる意味に用いる例もあるので、その点の留意が必要である（参考：「ベトナム2003年改正刑事訴訟法と新捜査体制」，丸山毅，ICD NEWS，第23号，9頁注39参照）。

<sup>5</sup> 1995年民法の訳が掲載されている「ベトナム民法 条文と解説」（鈴木康二，ジェトロ，1996年6月）では「債務と民事契約」と訳出されている。元となるベトナム語は「NGHĨA VỤ（義務）DÂN SỰ（民事）VÀ（及び）HỢP ĐỒNG（契約）DÂN SỰ（民事）」である（同244頁）。したがって「債務」は「民事義務」を指すことになる。そのため本稿では、前記JICAベトナム六法における2005年民法以降の訳出及びベトナム語表記に従い、「NGHĨA VỤ DÂN SỰ⇒民事義務」と訳出した。

なお、1995年民法、2005年民法ではベトナム語において上記のとおり「民事義務」という法律用語が使われていた。しかし、2015年民法では少なくとも見出しレベルにおいては「民事義務」から「民事」が外れ、端的に「義務」となった。その違いには一定の意味があるため（民事契約も単に「契約」となった。），「債務」と訳すとその違いが判別しづらいことから上記のように訳出した。1996年当時はこのように変遷を辿るとは想定できなかったように思われる。

「民事」という言葉が削除されたことの意味については、「2015年ベトナム民法典の概要」（松本剛，ICD NEWS第67号，27頁）参照。

<sup>6</sup> 「BẢO ĐẢM THỰC HIỆN NGHĨA VỤ DÂN SỰ」は、前記「ベトナム民法 条文と解説」では「債務履行の担保」と訳されているが（同252頁）、前掲注5の趣旨から「民事義務履行担保」（BẢO ĐẢM（担保）THỰC HIỆN（履行）NGHĨA VỤ（義務）DÂN SỰ（民事）」と訳出した。

<sup>7</sup> JICAによるベトナム法整備協力の経緯は、「ベトナムから始まった日本の法整備支援」（「世界を変える日本式『法づくり』」（独立行政法人国際協力機構，文藝春秋，2018年6月，34頁以下）に詳しい。

<sup>8</sup> JICAベトナム六法（前掲注1）の2015年民法日本語訳では、当該規定は「信用」（同344条）と訳されている。しかし金融分野でよく使われる「tín dụng」（信用，credit）と混乱を招く恐れがある。そのため「信頼的保証」や「信頼による抵当」（JICAベトナム六法2005年民法372条）と訳出される場合がある。本稿では実態に即して「信頼による保証」との訳で統一している。

(372条) からなる7種が担保措置として規定された(各措置の詳細は後述。)

- ④ 引き続きJICAが協力を行った2015年民法(2015年11月24日成立)では、後にも述べるとおり、「第3編 義務及び契約」の中の「義務履行担保」において、上記7種の担保措置に加え、新たに「所有権留保」及び「財産の留置」<sup>9</sup>が加わり9種となった。

担保措置制度は、大要、以上のような変遷を辿っている。簡単に概要をまとめると次のようになる。

	1991年民事契約法令	1995年民法	2005年民法	2015年民法
	●民事契約履行担保措置	●民事義務履行担保	●民事義務履行担保	●義務履行担保
担保措置	「財産の抵当」(30条) 「財産の質」(35条) 「保証」(40条) 「手付」(42条)	「財産の質」(329条) 「財産の抵当」(346条) 「手付」(363条) 「寄託」(364条) 「供託」(365条) 「保証」(366条) 「違約罰」(377条)	「財産の質」(326条) 「財産の抵当」(342条) 「手付」(358条) 「寄託」(359条) 「供託」(360条) 「保証」(361条) 「信頼による保証」(372条)	「財産の質」(309条) 「財産の抵当」(317条) 「手付」(328条) 「寄託」(329条) 「供託」(330条) 「所有権留保」(331条) 「保証」(335条) 「信頼による保証」 <sup>10</sup> (344条) 「財産の留置」(346条)

## (2) 変遷とその意義

ア このように字面のみでベトナムにおける担保措置を、1995年民法から2005年民法、その後の2015年民法へと比べて見ると、名目上の担保措置制度そのものに大きな変更はないように思える。

しかし名目とは異なり、実際、この間、質的な変化を遂げている。

たとえば、1995年民法では、質権の対象物は動産(1995年民法329条1項)、抵当権は不動産(同346条1項)とされていた<sup>11</sup>。しかし2005年民法ではこのような動産・不動産による区別はなくなり、端的に債権者占有型担保である質と、債権者非占有型担保である抵当へと変更された。また、いわゆる保証(全財産による保証)が人的担保であることが明確にされた(1995年民法366条1項・2項。同2項は特定の財産をもって保証するとしていた。また2005年民法361条)。このようにして質的な「発展」を辿ってきた<sup>12</sup>。

<sup>9</sup> 2005年民法では、財産売買に関する規定において所有権留保類似の規定がある(2005年民法461条)。また「民事契約」の節の中に双務契約における「財産留置」(同416条)の規定がある。

<sup>10</sup> 前掲注8参照。

<sup>11</sup> 1995年民法における担保規定の問題点は、「ODA＝法整備支援の一環<sup>16</sup> ベトナムとカンボジアでの経験(16)」(新美育文、「時の法令」1778号、2007年1月30日号、64頁以下)参照

<sup>12</sup> 「2005年民法典制定過程におけるベトナムと日本の協力について」(ホアン・テェ・リエンベトナム司法省次官(当時)、ICD NEWS 27号、14頁)及び「ベトナム民法典と担保法」(森永太郎、香川孝三・金子由芳編著「法整備支援論」、ミネルヴァ書房、2007年4月、96頁～97頁)参照。

イ 他方で、こうした法律上の規定の他に、詳細を定める規定が数多く制定されてきた。

具体的には、担保取引に関する政府議定165/1999/ND-CP<sup>13</sup><sup>14</sup><sup>15</sup>及び同取引登記に関する政府議定08/2000/ND-CP<sup>16</sup>(2000年)、信用組織による融資に係る担保取引の政府議定178/1999/ND-CP号等、担保取引を規律する様々な法規範文書が発行されていた<sup>17</sup>。

こうした中で2006年12月29日、2005年民法の規定を踏まえ、担保取引に関する統一的な政府議定として163/2006/ND-CP(以下、「163号議定」という。)が制定された(のちにこれを一部修正する政府議定として11/2012/ND-CPが制定されている<sup>18</sup>)。その後、担保措置登記に関する政府議定等が整備されてきた。

### (3) 本稿の目的

ベトナムにおいては、2017年1月1日に新たに2015年民法が施行されたものの、いまだ2005年民法下で制定された上記163号議定がそのまま通用している実態がある<sup>19</sup>。

163号議定は何ら改訂がなされておらず、そのため施行から2年経過した2019年

<sup>13</sup> ベトナムにおける法規範文書の体系は、2015年法規範文書発行人法([https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal\\_norms\\_2015.pdf](https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_norms_2015.pdf)) 4条参照。

<sup>14</sup> 概要については、「ベトナムの担保付取引に関する新政令」(金子由芳, 国際商事法務Vol. 28 No. 6 (2000), 681頁以下), 「ベトナムの担保法令と日系企業の債権回収」(鈴木康二, 「アジア諸国の倒産法・動産担保法」, (株)中央経済社, 平成12年11月, 151頁以下) 参照。

<sup>15</sup> たとえば「165/1999/ND-CP」は「文書番号/発行年/文書の種類及び発行機関」を指している。ここで「ND (NGHỊ ĐỊNH)」は「議定」を指し、「CP (CHÍNH PHỦ)」は「政府」を意味する。

<sup>16</sup> JICAによる「法・司法制度改革支援プロジェクト」(2007年4月~2011年3月)では、担保取引登録に係る議定「08/2000/ND-CP」の改訂に協力するため、「担保取引登録議定起草支援」を行った。改訂議定「83/2010/ND-CP」は2010年7月23日に制定された。

同83議定はJICAによる「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」(2015年4月~2020年12月)においても協力対象となり、2015年民法の制定を受け、2017年9月1日、担保措置登録に関する議定「102/2017/ND-CP」として改訂された。

<sup>17</sup> 民法と議定が矛盾を来している例など、民法と議定の間の問題点について「5 日本の法整備支援の実情—JICAによるベトナム法整備支援の実情を中心に—」(武藤司郎, 「比較法研究の新段階—法の継受と移植の理論—」, 早稲田大学比較法研究所, 2003年3月, 128頁以下) 参照。

<sup>18</sup> JICAによる「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2」(2011年4月から2015年3月)において、担保取引に関する163号議定の一部の改正に協力しており、2012年2月22日、修正議定「11/2012/ND-CP」が制定された。

<sup>19</sup> 2015年法規範文書発行人法11条2項によれば「詳細規定文書の草案は、法律・・・の草案と同時に準備及び提出され、詳細が規定される文書又は条項が効力を生じる時点とともに効力を生じるように発行されなければならない」とあり、さらに154条4項は「法規範文書が失効したときは、当該文書の施行の詳細を規定する法規範文書も同時に失効する。」とされている([https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal\\_norms\\_2015.pdf](https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_norms_2015.pdf))。これら規定によると、2005年民法が失効していることから、同法の下で制定された163号議定も失効しているように思われる。しかし、司法省(法整備総務局)の説明によれば、163号議定は2005年民法の中の一部である担保措置についてのみ定めた議定であることから、154条4項の場合に当たらず、いまだ有効との扱いとなっている。この説明の妥当性は措くとして、失効しているとの理解が一般的のように思われる。

から2020年にかけてベトナム司法省において163号議定の改訂が計画されている。

そこで本稿では、以上のような経緯を辿りつつ発展してきた担保措置について、現在の到達点である2015年民法上の担保措置の概要を、163号議定の改訂の際に問題となりうる内容を敷衍しながら、整理・紹介することを目的としてまとめていきたい。

## 2 担保措置制度の概要

### (1) 担保措置の位置付け及び構成

ア 2015年民法では「第三編 義務及び契約」の第15章「総則」の中にいわゆる担保措置規定がある。この「総則」規定の構成は次のとおりである。

【第三編 義務及び契約 第15章「総則」】

第1節 義務の発生根拠及び対象

第2節 義務の履行

第3節 義務の履行担保

第4節 民事責任

第5節 請求権の移転及び義務の移転

第6節 義務の消滅

第7節 契約

上記「第3節 義務の履行担保<sup>20</sup>」がベトナム民法上の担保措置制度を規定している。この節は次のような構成となっている。

【第3節 義務の履行担保】

第1款 総則

第2款 財産の質 (Cầm cố tài sản / Pledge of property)

第3款 財産の抵当 (Thế chấp tài sản / Mortgage of property)

第4款 手付, 預託, 供託 (Đặt cọc, Ký cược, Ký quỹ / Deposit, Security collateral, Escrow account)

第5款 所有権留保 (Bảo lưu quyền sở hữu / Retention of title)

第6款 保証 (Bảo lãnh / Guaranty)

第7款 信頼による保証 (Tín chấp<sup>21</sup> / Pledge of trust)

第8款 財産の留置 (Cầm giữ tài sản / Lien on property)

このうち、「所有権留保」と「財産の留置」が2015年民法から新たに担保措置として規定された点は、前述のとおりである。

イ また、担保措置に係る詳細規定を定める主な現行下位法規には、次のようなものがある。

<sup>20</sup> ベトナム語では「BẢO ĐẢM THỰC HIỆN NGHĨA VỤ」、英語では「SECURITY FOR PERFORMANCE OF OBLIGATIONS」である。ベトナム語の漢字表記は「BẢO ĐẢM (担保) THỰC HIỆN (履行) NGHĨA VỤ (義務)」となる。

<sup>21</sup> 前掲注8参照。

(ア) 「担保取引」<sup>22</sup>に関する詳細を定めた163号議定(163/2006/ND-CP及び11/2012/ND-CP)(なお、163号議定の制定日は2006年12月29日、11号議定の制定日は2012年2月22日である<sup>23</sup>。)

163号議定の内容は、「総則」、「担保取引の締結」、「担保取引の履行」及び「質・抵当における抵当財産の処分」からなる。この議定は2005年民法下で制定されたものであるため、2015年民法を踏まえた改正が必要となっている<sup>24</sup>。

なお、2015年民法で担保制度の総称は「担保措置」という表現で整理された。そのため、2015年民法以降に定められる関連法規範文書において総称として使う場合には、「担保取引」ではなく「担保措置」という表現が使用されるようになっている。

(イ) 「担保措置登記」<sup>25</sup>について定めた政府議定「102/2017/ND-CP」<sup>26 27</sup>  
この議定は、2005年民法下で定められた「担保取引登記」に関する政府議定「83/2010/ND-CP」を、2015年民法に合わせて改訂し制定されたものである(以下「102号議定」という。2017年9月1日制定。)

102号議定は担保措置登記に関する「総則」、「担保措置登記の書類、手続」、「担保措置に関する情報の提供・公表・交換」及び「国家管理」について規定する。

また、102号議定の施行を受け、土地使用権及び土地付着財産の抵当権設定登記に係る司法省及び天然資源環境省の合同通達「09/2016/TTLT-BTP-BTNMT」も改訂が予定されている(以下「09号合同通達」という。09号合同通達は、主に「総則」及び「土地使用権・土地付着財産の抵当権設定登録」からなっている<sup>28</sup>。

(ウ) 「担保財産の処分」<sup>29</sup>に関するいくつかの問題」に関する司法省・天然資源環境省・ベトナム国家銀行合同通達「16/2014/TTLT-BTP-BTNMT-NHNN」(以下「16号合同通達」という。2014年6月6日制定。)

16号合同通達は、担保財産の差押え・売却、担保設定者の義務履行に代えてその担保財産を受領すること、及び担保財産処分後の財産所有権や使用権の移転

<sup>22</sup> ベトナム語では「GIAO DỊCH BẢO ĐẢM」、英語では「SECURITY TRANSACTION」である。ベトナム語の漢字表記は「GIAO DỊCH (取引) BẢO ĐẢM (担保)」となる。

<sup>23</sup> 「ベトナム担保取引に関する政府議定の改正について」(西岡剛, ICD NEWS第54号, 86頁以下 (<http://www.moj.go.jp/content/000111007.pdf>)) 参照。

<sup>24</sup> 163号議定の現在の効力については前掲注19参照。

<sup>25</sup> ベトナム語では「ĐĂNG KÝ BIỆN PHÁP BẢO ĐẢM」であり、英語では「REGISTRATION OF SECURITY MEASURES」。ベトナム語の漢字表記は「ĐĂNG KÝ (登記) BIỆN PHÁP (措置) BẢO ĐẢM (担保)」となる。

<sup>26</sup> 本議定制定の経緯は前掲注16を参照。

<sup>27</sup> 本議定自体の日本語訳は、[https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal\\_collateral\\_measures\\_provision.pdf](https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_collateral_measures_provision.pdf) を参照。

<sup>28</sup> 09号合同通達の改訂については、2018年度、本プロジェクトにおいても一部改訂プロセスに協力している。本稿脱稿時点(2019年7月31日)で改訂案未承認。

<sup>29</sup> ベトナム語では「XỬ LÝ TÀI SẢN BẢO ĐẢM」、英語では「REALIZATION OF COLLATERAL」である。ベトナム語の漢字表記は「XỬ LÝ (処理) TÀI SẢN (財産) BẢO ĐẢM (担保)」となる。

手続について規定する（同通達1条）。但し、民事判決執行手続において担保財産を処分する場合には適用されない（同通達2条）。

この16号合同通達についても、前記(ア)同様、2005年民法下で制定されたことから、2015年民法に合わせた改訂、或いは前記(ア)の163号議定との統合が検討されている。

●担保措置・取引	●担保措置登記	●担保財産の処分
●2005年民法下で制定された163号議定 ⇒改訂予定	●102号議定（2017年10月15日施行済み）。 ●なお2005年民法下で制定された09号合同通達は改訂予定。	●2005年民法下で制定された16号合同通達 ⇒改訂検討中。

## (2) 担保措置における「義務」の意義

ア ベトナム民法上の義務履行担保措置は文字どおり「義務」の「履行」を「担保」するための「措置」である。

ここでベトナム民法上の「義務」<sup>30</sup>とは、それに基づき、一つ又は複数の主体（以下「義務者」）が、他の一つ又は複数の主体（以下「権利者」）の利益のために、物を引き渡し、権利を移転し、金銭若しくは有価証券を支払い、仕事を実施しなければならない又は一定の仕事を実施してはならないことをいう（2015年民法274条。以下断りが無い場合、2015年民法上の条文番号を指す。）。

イ 上記「義務」の発生根拠として、「契約」、「一方的法律行為」、「委任のない仕事の実施」、「法的根拠のない財産の占有、使用又は財産からの収益」、「不法行為による損害の発生」及び「法令が定めるその他の根拠」（275条）が列挙されている。

そして「義務」の対象は、「財産」及び「実施すべき又は実施してはならない仕事」とされ、その内容は「確定されていなければならない」（276条）とされている。

ウ 以上の内容からなる義務の履行を担保するための措置、すなわち義務履行担保措置制度が、2015年民法第三編第15章第3節「義務の履行担保」として規定されている。

## (3) 担保措置の種類

ア すでに前記で見たとおり、2015年民法では9種の担保措置が規定されている<sup>31</sup>。

第一に「財産の質」とは、「一方の当事者（質設定者）が、義務の履行を担保するために、自己の所有に属する財産を相手方当事者（質受領者）へ引き渡すこと」をいう（309条）<sup>32</sup>。

<sup>30</sup> 2005年民法では「民事義務」（280条）として同じ内容が規定されていた。2015年では「民事」という言葉が外れている。その経緯・意義については前掲注5参照。

<sup>31</sup> 2018年11月20日～23日にかけて、JICAプロジェクトの協力により司法省国家担保取引登録局において実施されたクアンニン省とビンフック省における担保措置の実態調査（金融機関、公証事務所、人民裁判所）結果によれば、金融機関において多く使われている担保措置は、不動産（多くは土地権利、住宅）の抵当、動産（多くは道路運送車両、宝飾品、機械設備）の質・抵当であった。

<sup>32</sup> ベトナム語で質屋は「cầm đồ」と表記される。ハノイの町中でもこの看板表示をみかけることがある。「ベトナム 質屋」で検索するとベトナムの質屋事情についての日本語の記事を目にすることができる。個人向けの消費者金融機関としての機能を担っているようである。

第二に「財産の抵当」とは、「一方当事者（抵当設定者）が、義務の履行を担保するために自己の所有に属する財産を用いるが、財産を相手方（抵当受領者）に引き渡さないこと」をいう（317条1項）。

第三に「手付」とは、「一方当事者（手付人）が相手方当事者（手付受取人）に対し、契約の締結又は履行を担保するため、一定の期限で、一定の金額又は貴金属、宝石又はその他の価値のある物（手付財産）を引き渡すこと」をいう（328条1項）。

第四に「預託」とは、「動産である財産の賃借人が、賃借財産の返還を担保するために、一定の期間、金銭又は貴金属、宝石又はその他の価値のある物（預託財産）を賃貸人に引き渡すこと」をいう（329条1項）。

第五に「供託」とは、「義務者が、義務の履行を担保するために、一つの信用機関における封鎖口座に金銭、貴金属、宝石又は有価証券を預けること」をいう（330条1項）。

第六に「所有権留保」とは、「売買契約において財産の所有権は、弁済義務が完全に履行されるまで、売主が留保することができる」ことをいう（331条1項）。

第七に「保証」とは、「第三者（保証人）が、権利者（保証受領人）に対し、義務の履行期限が到来したが、義務者（被保証人）が義務を履行しない又は正しく履行しないときは、被保証人に代わって義務を履行することを約束すること」をいう（335条1項）。

第八に「信頼による保証」とは、「基礎レベルにおける政治・社会組織は、法令の規定に基づき、与信機関において、生産、経営、消費のため金銭を借りる貧困な個人、世帯に対し、信頼による担保を行う」場合をいう<sup>33</sup>（344条）。

最後に「財産の留置」とは、「義務者が義務を履行しない又は正しく履行しない場合において、双務契約の対象である財産を合法的に把持している権利者（留置者）が財産を占有することができること」をいう（346条）。

これらのうち「財産の留置」は法定担保措置であるが、これ以外は約定による。

ここでは、物権的性質を持つ措置（財産の質、財産の抵当、所有権留保、財産の留置）と債権的性質を持つ措置（手付、預託、供託、保証）が混在した形で列挙されている。

イ このような規定の仕方は、単に「義務履行」の「担保」のための「措置」を並べて規定したにすぎないとも言えよう。しかし上記のとおり、性質が異なるにもかかわらず、これら措置の内容すべてに適用される総則規定を置いていることの妥当性

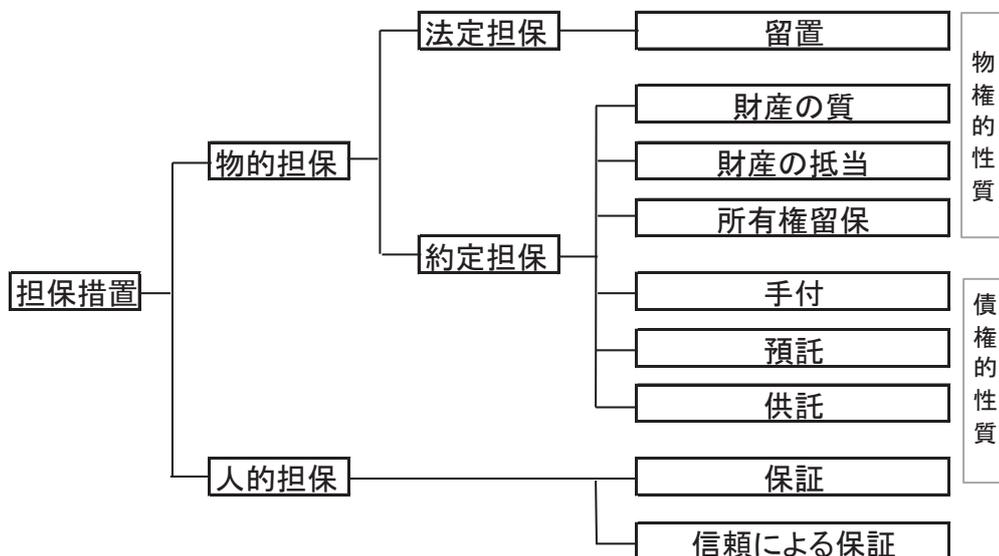
<sup>33</sup> 政治・社会組織とは、たとえばベトナム祖国戦線、ベトナム女性連合会（163号50条）などを指し、これら組織のいわばお墨付きを得た個人・世帯が借り受けできる制度である。当該政治・社会組織は弁済を促す・督促をするのみで自らは弁済義務を負わない。「要するに、この保証の下では、債務者は、保証人（引用者注：政治・社会組織）の「メンツ」をつぶさないように、弁済に務めるといふことなのであろう」と考えられる（「ベトナム2005年民法」（角紀代恵，ジュリスト（No. 1406），91頁脚注20）参照。）。

は別途問題となりうる<sup>34 35</sup>。

もとより、ベトナム民法全体を見ると物権・債権の性質・内容・違いが明確化されていない。にもかかわらず担保措置にだけこれらの違いを当てはめて区別することは困難である。さらに言えば、ベトナムでは一般に、明文化されていない規定は存在しないものとされる。その結果、法律要件・効果を法原則や法的性質から解釈運用しないのが実際である。そのため種々の法律要件・効果を事細かく定める必要が生じ、実際にそれが多くの下位規範の制定をもたらす結果となっていると考えられる<sup>36 37</sup>。

ウ 理解の便宜のため、2015年民法に規定されている担保措置規定をいわゆる物的担保・人的担保の分類に従い、私見に基づき整理すれば以下のような表にまとめられる。なお、日本法では一般に連帯債務も人的担保に含まれるが、ベトナム民法上は担保措置として規定されていない<sup>38</sup>。

●担保措置一覧(私見に基づく整理<sup>39</sup>)



<sup>34</sup> 「担保物権」としての整理がなされなかった経緯については、「2015年ベトナム民法典の概要」(松本剛, ICD NEWS 第67号, 35頁 (<http://www.moj.go.jp/content/001220677.pdf>)) 参照。

また、1995年民法について論じる前掲注11(64頁)にも既に言及がある。

<sup>35</sup> 「2015年ベトナム民法改正ドラフトに対するJICA民法共同研究会見解」20ページ参照(ネットからのDL可)。物権としての担保権と債権としての担保権を分けて総則を規定すべきとの指摘がある。

<sup>36</sup> 背景となる考え方について「裁判規範ではなく、行為規範としての法律」(「ベトナム司法省駐在体験記」, 武藤司郎, 信山社出版, 2002年, 148頁)が参考になる。

<sup>37</sup> なお、日本では「判例は実務を支配する」(中野次雄編「判例とその読み方」(改訂版), 2004年, 10頁)と言われるように、実定法に加え判例の存在を無視して実務は成り立たない。誤解を恐れず巨視的形式的にみれば、大陸法の下でのその構図は、中国における司法解釈や案例制度のように、法律の解釈運用(案内)をどのような方式で行うかの違いにすぎないようにも思える。2015年より判例(Án Lê)制度が導入されたものの未だその内容・数が発展途上にある中(2019年3月時点で26判例が選定されている。), 解釈実務や解釈学がないとも評されるベトナムでは(2013年憲法74条2項参照), 引き続き議定や通達等の下位法規で規律せざるを得ない。しかしそのような方法にはアポリアともいべき古くからあるベトナム固有の問題(下位法規の乱立, 法律の改正に応じた下位法規の改正が適時になされない等)がある。

<sup>38</sup> 2015年民法288条に「連帯義務の履行」の規定がある。

<sup>39</sup> ベトナム民法上, このような項目で整理されているわけではなく, この整理は飽くまで私見に基づくものである。

#### (4) 担保措置の成立要件

##### ア 当事者間の合意等

(ア) 財産の留置を除き、いずれも当事者の合意が必要である。また手付・預託・供託はいずれも一定の財産の引渡し・預入れが必要である（328条，329条，330条）。さらに所有権留保（331条2項）及び信託による保証（345条前段）については、その成立に書面が求められており、要式性についての定めがある。

2005年民法では、質（327条）、抵当（343条）、手付（358条1項）、保証（362条）、信託による保証（373条）いずれも書面の作成が法定されていた。

しかし2015年民法では、上記のとおり、所有権留保と信託による保証のみ書面が要求されている。

(イ) 担保措置の合意の効力は、原則として、質契約については契約締結時点（310条1項）、抵当契約は締結時点（319条1項）となっている。他に、手付は引渡し時（328条）、預託も引渡し時（329条）、供託は預入れ時（330条）、所有権留保、保証、信託による保証は合意時（401条，163号1項本文）と考えられる。

このうち質については、原則として、契約の締結によって効力が生じるとされており（310条1項）、財産の引渡しが契約の効力要件かは明らかになっていない。この点、2005年民法下で制定された163号議定では、担保取引の効力発生時期の例外として、質については「質権者に財産が交付された時点から効力を有する」（10条1項b）とされている。なぜこの規定が2015年民法で法定されなかったのか不明であり、そのため同議定の内容が今後、改訂議定においても規定されるのか注目される。

##### イ 担保措置目的物（295条）

(ア) 担保措置の目的物として担保財産の規定がある。

担保財産は担保設定者の所有に属さなければならない<sup>40</sup>（留置，所有権留保の場合は除く。）（同条1項）。

また、担保財産は「抽象的に描写されることができが、確定されていなければならない」（同条2項<sup>41</sup>）。この規定は2005年民法（320条参照）にはなかったものである。そのため163号に代わる議定では、この担保財産の描写方法について規定されるべきと指摘されている。

<sup>40</sup> 土地は全人民所有である（2013年憲法53条，2013年土地法4条）ことから、この規定に従う場合、土地は担保財産に当たらないのではないかと指摘がある。

<sup>41</sup> ベトナム語では「Tài sản bảo đảm có thể được mô tả chung, nhưng phải xác định được.」, 英語では「Collateral may be described in general terms but must be identified.」である。ベトナム語の漢字表記は「Tài sản bảo đảm（担保財産） có thể（できる） được mô tả（描写される） chung（一般的に）, nhưng（しかし） phải（なくてはならない） xác định được.（確定される）」となる。

(イ) 2015年民法上「財産」とは、「物、金員、有価証券及び財産権<sup>42</sup>」(105条1項)であり、かつ「不動産及び動産」でもある(同条2項)。

したがって、これらの財産が担保措置の対象となる「担保財産」になる。

そして担保財産は、現存財産(108条1項)でも将来形成財産<sup>43 44 45</sup>(108条2項)でもよく(295条3項)、その価値は担保義務の価値の多寡を問わない(同条4項)。なお、「将来形成財産」は日本民法上にない概念であり、担保措置との関係では163号議定4条2項にその内容が規定されている<sup>46</sup>。

ここでは、2015年民法で新たに「財産に対するその他の権利」として規定された享用権<sup>47</sup>(257条)、地上権<sup>48</sup>(267条)<sup>49</sup>と担保措置との関係、2005年民法で規定されているような各財産権と担保措置との関係(2005年民法322条)について新たに規定されるべきと指摘されている。

(ウ) なお、従物のある不動産、動産の全部を抵当に入れる場合、当該従物もまた原則として抵当財産となる等、従物に関する規定がある(318条1項、2項)。

また、抵当設定者の所有権に属する土地付着財産のある土地使用権に抵当を入れる場合、土地付着財産も原則として抵当財産に属するとされている(同条3項)

---

<sup>42</sup> 財産権とは「金銭的価値を有する権利であり、知的所有権の対象に対する財産権、土地使用権及びその他の各財産権からなる」(115条)

<sup>43</sup> ベトナム語では「tài sản hình thành trong tương lai」、英語では「future property」である。ベトナム語の漢字表記は「tài sản (財産) hình thành (形成) trong tương lai (将来)」となる。

<sup>44</sup> 将来形成財産については、民法の108条2項bの将来形成財産の定義と、2014年住宅法3条19項の「将来形成住宅」及び2014年不動産事業法3条4項の「将来形成住宅、建物」の定義に矛盾があるとの指摘がある。一般法・特別法の理解・適用の仕方と整理もでき、仮にそうだとすればこのようなことが矛盾として指摘されている事実をどのように評価するかは、ベトナムの法階層に対する理解を考察する上で参考になる。

<sup>45</sup> 土地使用権は、将来形成財産から除外されている(163号議定4条2項c)。その理由として、土地使用権発給の手續を完成していない土地の取引を防止するとの考え方があるようである。

<sup>46</sup> 163号議定では、①借入資本から形成された財産、②形成段階の財産、あるいは担保取引締結時点において合法的に創立されている財産、③すでに形成された財産で、所有権登記の対象となるべきものであるが、法律の規定により、担保取引締結時よりも後に登記されることになっている財産、但し、土地使用権は将来形成財産に含まれない、とされている(163号議定4条2項)。長島・大野・常松法律事務所発行「ベトナム最新法律情報(2012年4月)」によれば、①の例として「借り入れた資金をつかって製造する機械」、②について「担保契約締結時点で製造中の機械」、③について「未登録の自動車」が挙げられている。

<sup>47</sup> ベトナム語では「quyền hưởng dụng」、英語では「usufruct」である。「quyền」は「権利」、「hưởng」は「享」、「dụng」は「用」を意味する。訳出の経緯については「2015年ベトナム民法典の概要」(松本剛、ICD NEWS 67号、33頁注24部分(<http://www.moj.go.jp/content/001220677.pdf>)参照)。

<sup>48</sup> ベトナム語では「quyền bề mặt」、英語では「right of superficies」である。「quyền」は「権利」、「bề mặt」は「表面」を意味する。訳出の経緯については、上記「2015年ベトナム民法典の概要」(33頁注25部分)参照。

<sup>49</sup> なお、これら2つの権利が「財産」(105条1項)に当たるか否かは条文上判然としない。財産が「財産権」を含む概念であり(105条1項)、財産権は「金銭的価値を有する権利」を指すことを踏まえ、両権利が財産的価値を有すると解せられるかにより判断されると考える。

## ウ 被担保義務の存在

### (ア) 被担保義務の範囲（293条）

義務の範囲は一部又は全部でもよい。

なお、担保される義務の範囲について合意や法令に規定がない場合には、利息・罰金、損害賠償義務を含めたすべてが担保されているとみなされる（同条1項）。

### (イ) 被担保義務の内容（293条）

被担保義務は、現在及び将来、又は条件付きの義務でもよい（同条2項）。但し、「将来における義務」の場合は、異なる合意がある場合を除き、期限内に形成される義務が対象となる（同条3項）。

日本の根担保のように極度額の定めはない。また法令に異なる合意がある場合を除き、各当事者は将来の義務についてその範囲及び履行期限を定めることができる（294条1項）。

ここでいう「将来における義務」については、「各当事者は当該義務に対する担保措置を再度確立する必要はない」（294条2項）とされている。この内容は163号議定8条aの規定内容を、2015年民法で明文化したものである。

### (ウ) 一つの財産に対する複数の担保措置（296条）

① 一つの財産が「担保取引の確立時点において各被担保義務の総価値よりも大きな価値を有するとき」は、複数の義務の履行を担保できる（同条1項）。つまり、担保措置（一般的には抵当であろう）が設定されている財産について、担保余力がある場合に後順位抵当を設定することが可能とされている<sup>50</sup>。しかし、295条4項にある「担保財産の価値は、被担保義務より多くても、等しくても、少なくともよい」という原則的規定との調整が問題になるように思われる。

なおこの場合、担保設定者は、その後に担保を設定する後順位担保受領者に対し、担保財産がその他の義務の履行を担保するために用いられていることを文書で通知しなければならない（296条2項）。

以上の内容は2005年民法から変更はない（2005年民法324条）。

② 一般にベトナムで最もよく活用される土地使用权に対する抵当においては、土地使用权証明書を抵当受領者（金融機関）が保管する。つまりリスク管理の観点から同証明書を金融機関が預かる形で契約を交わすため、担保余力を活用してさらに別の金融機関から資金を調達するケースは稀であるといつてよ

<sup>50</sup> 2005年民法324条1項でも規定されていた、担保財産の価値が当該財産に設定されている複数の担保の被担保総額を上回る場合に限り後順位担保を認める点について、「財産の価値は市場の動向によって変動するものである以上、いったい、いつの時点で、担保財産の価値と被担保債権総額を比較するのかという疑問がただちに生じる。また、被担保債権額が回収できるか否かは債権者の判断に委ねれば足りるはずであるのに、後順位担保の設定に際して、なぜ、このような限定を付さねばならないのかも疑問である」との指摘がある（「ベトナム2005年民法」（角紀代恵，ジュリスト，No. 1406，92頁）参照）。

い<sup>51 52</sup>。

そのため、実際にここで規定されているような担保余力を活用することは同一金融機関や1番抵当権者の同意を得て2番抵当権者が当該証明書を預かれるようなケースでなければ困難なように思える。権利関係の公示を旨とする登記制度の未確立もまたこの一因と思え、この慣行からの脱却することを目指すのであれば、信頼される登記制度の確立をはじめとして一定の時間を要するのように思える<sup>53 54</sup>。

## エ いわゆる物上保証<sup>55</sup>

(ア) 2005年民法では「民事履行義務の担保物は、担保を提供する者の所有権に属し、取引できる物でなければならない」（2005年民法320条1項）とされ、「財産の抵当とは、一方の当事者（抵当設定者）が、他方の当事者（抵当受領者）に対する民事義務履行の担保のために自己の所有に属する財産を使い、抵当受領者に当該財産を引き渡さないことである」（同法342条）とされていた。

このように「誰の民事義務の履行を担保するか」という点については限定がないため、理論上も実務上もいわゆる物上保証は認められてきていた<sup>56</sup>。現に2005年民法を基に制定された09号合同通達<sup>57</sup>では、他人による民事義務履行担保を認める規定がある（同4条2項）。

2015年民法においても「担保財産は担保設定者の所有に属さなければならない」（295条1項本文）とされ、「財産の抵当」とは、「一方当事者（抵当設定者）が、義務の履行を担保するために自己の所有に属する財産を用いるが、財

<sup>51</sup> この点は、筆者が司法省国家担保取引登録局による調査への同行やセミナーに参加した際、金融機関関係者に質問した時の回答から伺えるものである。

<sup>52</sup> 2005年民法では717条において、土地使用権の抵当権設定者には「土地使用権証書を抵当権者に引き渡す」ことが法定義務とされていた（同1項）。しかし、2015年民法では同規定は削除され、2013年土地法の規定に委ねられている（2015年民法16章第7節、但し関連規定として同民法320条1項、323条6項。）。土地法には同様の規定はないものの、実務上、契約条項に引渡し義務が規定されているものがある。

また、2005年住宅法では、住宅所有者は、住宅を抵当にできるが、一つの信用機関にしか抵当できないとされていた（2005年住宅法114条）ところ、2014年住宅法ではこの規定は削除されている（2014年住宅法144条参照）。

<sup>53</sup> 約20年前に公刊された「ベトナムの担保制度をめぐる改革課題」（金子由芳、広島法学23巻2号、平成11年10月、167頁以下）では、金融実務において債権者が目的物の権利証を独占している点について、目的物の譲渡や後順位債権の存在を許さぬ形態をとることの一因として登記制度の未確立が指摘されるとともに、最終的な私的実行で代物弁済的な債権回収を図るための物理的準備であり、かつ法定実行手続の不備に起因する点が指摘されている。ここでは独占的担保取得慣行の背景が分析されている。以上は筆者がとりまとめた内容であるので、正確な内容は上記文献を参照のこと。

<sup>54</sup> 「ベトナム2005年民法」（角紀代恵、ジュリスト、No. 1406、92頁）にも、「実務においては、そもそも、後順位担保の設定ができないとされている」として、土地利用権や建物の権原証書を債権者に引き渡す方法がとられている点からの指摘がなされている。

<sup>55</sup> ベトナム民法に「物上保証」という法律用語はない。

<sup>56</sup> 「2015年ベトナム民法典の概要」（松本剛、ICD NEWS、第67号、36頁注27）参照。他に「ベトナムのビジネス法務」（森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループ編、（株）商事法務、2018年、131頁注4）参照。

<sup>57</sup> 35頁参照。

産を相手方（抵当受領者）に引き渡さないこと」（317条）とされており、実質的に2005年民法と同様の規定となっている。

しかし、法文上は他人による義務履行担保を認める趣旨なのかは必ずしも明確にはなっていない。

- (イ) 従前より、他人の財産によって当該義務履行を担保する方法は、抵当か保証か、という法的性質を巡る議論がある。つまり、現在においてもいわゆる物上保証を「保証」にカテゴライズする議論がある。

このような理解の背景として筆者は、1995年民法の保証に「保証人の全財産を担保とする『全財産保証』と保証人の特定財産を担保とする『特定財産保証』の2種類が存在していた」という経緯が関係していると考え（1995年民法366条2項参照）。つまり日本民法では、通常、物上保証として整理される「特定財産保証」が「保証」で整理されていたという点である。

しかし、2005年民法において「特定財産の保証は、第三者所有物への質権・抵当権設定として再構成され、全財産保証が日本法にいう保証に似たものとなり、人的担保と物的担保の概念がやや明確になった」との指摘からして理論上は整理されたと見るべきであろう<sup>58</sup>。

とはいえ、実態はいまだに1995年民法の思考をひきずる議論がある。つまり、他人の財産による義務履行担保は保証であるとの考え方がいまだに流通している。例えば、第三者による土地使用者への抵当措置を、人民裁判所が、抵当契約ではなく保証契約でなければならぬとして形式違反（2005年民法122条、2015年民法117条）により無効とした裁判例があったとの報告がある。これはこの議論では必ずといっていいほど引き合いに出される事例である。

筆者自身が当地での議論を聞いている限りでも、第三者が義務履行担保措置の設定者になる場合には、これを保証と括る思考がそれほど珍しくなく存在しているように思える。そのため、163号議定の改正においては他人による抵当が「保証に当たらない」という点を明確にすべきとの指摘がなされている

#### (5) 対抗要件（297条）

- ア 第三者への対抗力<sup>59</sup>は、担保措置を「登記」又は担保受領者が「担保財産を把握<sup>60</sup>した若しくは占有<sup>61</sup>した時点」から生じる（297条1項）。

2005年民法では「対抗力」自体は規定されておらず、登記によって第三者に

<sup>58</sup> 以上の引用は、「ベトナム民法典と担保法」（森永太郎、香川孝三・金子由芳編著「法整備支援論」、ミネルヴァ書房、2007年4月、96頁～97頁）による。

<sup>59</sup> ベトナム語では「hiệu lực đối kháng với người thứ ba」、英語では「effect for a third party」である。ベトナム語の漢字表記は「hiệu lực（効力）đối kháng（対抗）với người thứ ba（対第三者）」となる。

<sup>60</sup> ベトナム語では「nắm giữ」、英語では「hold」である。ベトナム語の漢字表記は「nắm（握）giữ（保）」となる。

<sup>61</sup> ベトナム語では「chiếm giữ」、英語では「seize」である。ベトナム語の漢字表記は「chiếm（占）giữ（保）」となる。

対し担保取引の法的効力が生じるとのみ規定されていた（2005年民法323条3項，163号11条1項）。この違いをどのように整理しているのか，議定改正の過程で確認したい。

また，2005年民法では未登記物件についての扱いは不明であったが，担保財産の「把持」あるいは「占有」により第三者への対抗力が生じる旨が新たに規定された。

もっとも「担保財産」の「把持」及び「占有」<sup>62</sup>の意義について，163号議定の改訂で明らかにすべきと指摘されている。

イ 上記第三者対抗力が生じたときは，担保受領者は担保財産へ追及できる<sup>63</sup>（297条2項。なお，清算についても規定されている。）。

「追及権」と呼ばれているものである。これも2015年民法で新たに規定された内容である。そのため前記同様，改訂議定の中でその内容が明らかにされるべきとの指摘がある。

ウ 担保措置の登記（298条）については，前述のとおり担保措置登記に関する102号議定<sup>64</sup>が詳細を定める。

（ア）「担保措置登記」とは，登記機関が，担保受領者に対する義務履行を担保するため，担保設定者が財産を使用することを，登記簿に記入又はデータベースに記入することをいう（102号議定3条1項）。

（イ）そして，以下の担保措置は必要的登記となっている（同4条1項）。

①土地使用权抵当<sup>65</sup>

②土地付着財産の所有権が土地使用权及び住宅及びその他土地付着財産所有権証明書上で証明されている場合における土地付着財産抵当

③飛行機の質，抵当

④船舶抵当

（ウ）他方で，以下の担保措置は任意的登記となっている（同条2項）。

①動産である財産の抵当

②将来形成土地付着財産の抵当

③土地付着財産，将来形成土地付着財産の売買時の所有権留保；飛行機，船舶の売買，動産売買の所有権留保

<sup>62</sup> 2015年民法のベトナム六法上の訳出では「chiếm giữ」は「占有」と訳されている。しかし，「占有」を規定する同法179条のベトナム語は「chiếm hữu」となっており訳出に違いが生じている。日本語では「占有」と訳されているが，そのもとになるベトナム語は「chiếm giữ」「chiếm hữu」と異なっているにもかかわらず両者とも「占有」と訳出されているので注意が必要である。

<sup>63</sup> ベトナム語では「quyền truy đòi」，英語では「reclaim」である。ベトナム語の漢字表記は「quyền（権）truy đòi（追及）」となる。

<sup>64</sup> 注27参照。

<sup>65</sup> 102号議定制定前の2016年11月時点であるが，ハノイ市土地登記事務所で見つかったところ，「土地使用权並びに住宅及び土地付着財産所有権抵当権設定の登記申請書」には抵当権設定者及び抵当権受領者の署名があり共同申請の形式でなされていた。

(エ) 管轄機関は「土地使用权・土地付着財産による担保措置に関する登記」については天然資源環境局の土地登記事務所、「飛行機」についてはベトナム航空局、「船舶」についてはベトナム海運局及び関係機関、「上記以外の財産」の担保措置の登記については、司法省管轄の財産取引登記センターが管轄する（同9条）。

(オ) 「土地使用权，土地付着財産，飛行機，船舶」に対する担保措置登記の効力発生時点は登記機関が登記内容を登記簿に記入した時点である。

これに対し，上記「以外の財産」の担保措置登記の効力は登記内容がデータベースに更新された時点となっている（同5条）。

(カ) 102号議定には他にオンライン登記の手続，担保措置情報の請求方法等が規定されている。

102号議定で特徴的なのは，担保措置に関する登記・情報提供の原則の一つとして，登記機関は法令が規定しない書類の追加提出を要求してはならないと規定している点である（同7条1項後段）。

これは，登記機関が申請者に法定されていない書類の提出を要求していたことが問題視され規定されたものである。その後の実態についてモニタリングしていく必要があるだろう。

## (6) 担保財産の処分（実行）

### ア 概要

2005年民法には担保財産の処分に関する総則規定がなく，各担保措置に規定されているにすぎない（2005年民法336条乃至338条，355条）。

そのため163号議定において「担保財産処分の原則」（163号58条）をはじめとして，処分の方法（同59条，61条），処分期間（同62条），処分のための担保財産の私的実行としての差押え<sup>66</sup>（同63条），担保財産の売却（同64条a），義務履行に代わる担保財産の受領（同64条b）など，様々な詳細規定が置かれている。

このうち，一部は2015年民法において法定されたが（処分の方法（303条），質・抵当財産の売却（304条）等），そうでないものもある（前記私的実行としての差押え等）。

今後予定されている163号議定の改訂に際しては，2015年民法で法定されたものについては必要に応じて詳細規定を，法定されなかったものについてはその

<sup>66</sup> 「ベトナムにおいて，執行官が民事判決執行に基づいて行う差押えについては，kê biên という用語が使用されている。担保財産の差押えは，当事者によって行われており，執行官によって行われていないことから（引用者注：私的実行が中心という趣旨。），kê biên という用語ではなく，thu giữ という用語が使用されているのかもしれない（私見。）」（「ベトナム担保取引に関する政府議定の改正について」（西岡剛，ICD NEWS 第54号における63条の訳注，[https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal\\_19.pdf](https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_19.pdf) 116頁）参照。）。

なお，これまでの訳出の経緯から「thu giữ」を「差押え」と表記しているが，実際のニュアンスは，「当該物を収集して保管する」といった意味合いになる。

まま維持するのか、改定するのか、削除するのか検討が必要になる。

以上の事情を踏まえ、以下では2015年民法の規定を中心に見ていく。

#### イ 処分事由の発生（299条）

①被担保義務の履行期限が到来したが、義務を負う者が義務を履行しない又は正しく履行しない場合、②義務違反により、合意又は法律の規定に基づき、義務を負う者が期限の到来前に被担保義務を履行しなければならない場合、③各当事者が合意する又は法律が規定するその他の場合には、担保受領者は担保財産を処分できる（299条）。

これは、163号議定に規定されていた内容（163号56条（一部削除））が、2015年民法において法定されたものである。

#### ウ 処分手続

##### ア) 担保受領者<sup>67</sup>による通知（300条）

① 担保受領者は、一定の合理的期間において、担保財産の処分について、処分前に、担保設定者<sup>68</sup>及び他の共同担保受領者に文書で通知しなければならない。

また担保受領者は、担保財産の価値の減少または価値全部を失うおそれがある財産については直ちに処分できるが、同時に、処分について担保設定者及びその他の各担保受領者に通知しなければならない（同条1項）。

上記処分を行う担保受領者が通知を怠り、損害を加えた場合、担保設定者、他の共同担保受領者に対する賠償責任が生じる（同条2項）。

② 上記内容についても163号議定に規定された内容の一部（163号61条）が、2015年民法において法定されたものである。しかし、通知の内容（同61条3項）については法定されていないため、改訂議定において規定する必要があるだろう。

##### イ) 担保設定者による引渡義務（301条）

① 前記イの処分事由が発生した場合には、担保財産を保管している者は処分のための引渡義務を負う。上記保管者が引き渡さない場合には、担保受領者は原則として裁判所に対し解決を請求できる（同条後段）。

なお、処分時点の前に、担保設定者が自己の義務を完全に履行し、義務の履行遅滞により生じた費用を弁済したときは、原則として、財産の取戻権を取得する（302条）。

② ベトナムでは担保財産の処分は私的実行が中心手段である。前記301条のとおり担保設定者は引渡義務を負うものの、容易に引渡しが行われないことが問題となっている<sup>69</sup>。

<sup>67</sup> ベトナム語では「bên nhận bảo đảm」、英語では「secured party」である。

<sup>68</sup> ベトナム語では「bên bảo đảm」、英語では「securing party」である。

<sup>69</sup> 担保設定者が病気や高齢の親族をつれてきたり、「この家は先祖代々の家である」「この家には幽霊がいる」「この家で自殺者が出た」などと言って脅しをかけるといった抵抗に合うようである。

つまり、担保設定者の協力が必要となっているため、協力が得られない場合には、財産の引渡し拒絶等の困難に直面する。その場合、担保受領者は強制執行を行うために裁判所に提訴し判決を得て判決執行をしなくてはならない<sup>70</sup>。

一方で163号議定63条は、私的実行の場合の差押えを規定する。具体的に見ていくと、同条5項は私的実行における差押えの際に、「担保財産を保管している者が、抵抗・妨害したり、公共の場所の安全秩序を損なうような兆しを見せたり、その他法律に違反するような行為がある場合」に、財産処分者は「財産の差押えを実行する場合の社・街区・地方都市の人民委員会や公安機関に対して、それぞれの機能・任務・権限の範囲内で、法律で規定された各種手段を講じることを要求できる」としている<sup>71 72</sup>。

この「差押え」（同63条，*thu giữ*）のような私的実行の実効性を高める仕組みを無くした場合、上記301条にある裁判所に訴え判決をもらい公的実行に移行する以外に方法がなくなるが、これでは手間やコストがかかることが指摘されている。簡易な担保権実行の手続きが必要とされる所以である。<sup>73</sup>この点を改訂議定の中で制度設計するのか否かも議論が必要となる<sup>74</sup>。

しかし、そもそもこの差押え規定（163条議定63条）は、2005年民法で法定されていたものではなく、法定されていない民事権の行使を下位法の議定で認めている点の妥当性は問われうる。このため慎重意見が多いものの、金融機関からの根強い要請がある。今後の議定改正においてその取扱いが注目されるところである。

## エ 処分の方式（質，抵当財産）

財産の質，抵当については、次のいずれかの処分方式を合意できる（303条）。

<sup>70</sup> なお、この場合でも判決を得るまで年単位の時間を要し、さらにその上で強制執行の段階においてもさまざまな抵抗に合い執行が容易でないとされている。

<sup>71</sup> 16号合同通達9条（35頁参照）に、差押えに関する社級人民委員会（同通達2条4項）の責任が規定されている。

<sup>72</sup> このように規定されているが、「有効に機能していないようである」とされている（西村あさひ法律事務所／編、「ベトナムのビジネス法務」、有斐閣、2016年8月、253頁）。

<sup>73</sup> 「各信用組織の不良債権の試行的解決に関する議決（NGHI QUYẾT/RESOLUTION）」（42/2017/QH14、いわゆる42号国会議決。2017年8月17日施行。）では、不良債権処理を加速させるため、私的実行における差押え（*thu giữ*）手続きに人民委員会や公安省の協力を求められるようになっている（7条）。

また「次の各条件を全て満たすとき、信用組織・外国銀行支店・不良債権売買処理組織の不良債権額の担保財産を引渡す義務または担保財産を処分する権利に関する紛争を解決するために、裁判所は簡易手続を適用する。」（8条1項）とされ、これは「民事訴訟法に規定されている簡易手続（引用者注：民訴法316条以下参照）に基づき行われる。」（同2項）とされている。

上記国会議決は、不良債権処理のための特例法のような位置付けであるが、この内容を通常の担保財産処理に応用すべきかが議論されている。

<sup>74</sup> なお、2015年民法301条で「裁判所に対して解決を請求することができる」としたのは、司法手続を経ずに行われる行政機関の介入を認める現163号議定に対する批判が背景にあるようにも思われる。他方で、わざわざ「裁判所に対して解決を請求することができる」と規定しているのは、前掲注36にあるような、ベトナムにおける民法の行為規範性を示す一端とも言えよう。

163号議定59条に同種の規定があり、一部改定され、2015年民法で明文化された。

(ア) 財産競売（303条1項a，304条1項）

・その方法は財産競売に関する法令<sup>75</sup>による。

(イ) 担保受領者による売却（303条1項b，304条2項）

・財産の処分により得られた金員の清算は、307条の規定に基づき行われる。  
・財産の所有権者及び処理権限を有する当事者は所有権移転のための各手続を行う。

(ウ) 担保受領者による財産そのものの取得（303条1項c，305条）

・担保取引の確立時に合意が必要。  
・上記合意がない場合には、担保受領者は、担保設定者の文書による同意があるときに限り、担保財産を取得できる。  
・担保財産の価値が被担保義務の価値よりも大きい場合は、その差額を清算する必要があり、小さい場合には弁済されていない義務の一部は無担保の義務となる。  
・担保設定者は所有権移転のための各手続を行う義務がある。

(エ) 合意がない場合（303条2項）

・原則として、財産は競売される。なお、163号議定65条に動産についてのみの規定がある。

オ 担保財産の価額の決定（306条）

本規定は2015年民法において新たに規定された。下記(ア)について、当事者間で合意した場合の価額もまた、下記(イ)に拘束される趣旨なのか明らかにする必要がある。

(ア) 手続

担保財産の評価について、当事者は担保財産の価額又は財産価額決定組織<sup>76 77</sup>を通じて価額を決定することを合意できる。合意がない場合には、財産価額決定組織を通じて決定される（同条1項）。

(イ) 価額の内容

価額の決定は、客観的かつ市場価格に合致したものであることを保証しなければならない（同条2項）。

(ウ) 損害賠償

価額決定組織が、担保財産の価額決定過程において不法行為により担保設定者、

<sup>75</sup> 関連するものとして「資産競売法 (LUẬT ĐẦU GIÁ TÀI SẢN/LAW ON PROPERTY AUCTION) (01/2016/QH14) がある (2017年7月1日施行)。

<sup>76</sup> このうち民間企業については、「価格法 (LUẬT GIÁ/LAW ON PRICE) (11/2012/QH13, 2013年1月1日施行)」38条参照。

<sup>77</sup> ベトナム語では「tổ chức định giá tài sản」、英語では「property valuation organization」である。ベトナム語の漢字表記は「tổ chức (組織) định giá (査定) tài sản (財産)」となる。

担保受領者に損害を加えたときは、その損害を賠償しなければならない(同条3項)。  
カ 各共同担保財産受領者間の弁済順位(308条)

一つの財産が複数の義務の担保のために用いられたときの各共同担保受領者間の弁済の優先順位は次のとおりとなる。

- ア 各担保措置がいずれも対抗力を有しているときは、対抗力を確立した順。
- イ 第三者への対抗力を生じている担保措置と生じていない担保措置がある場合は、第三者への対抗力が生じている担保措置が優先される。
- ウ いずれも第三者への対抗力を生じていない場合、弁済の順位は担保措置を確立した順。

なお、各共同担保受領者の合意により担保措置の順位の変更ができる。但し、順位の変更をした場合は、相手の担保範囲においてのみ弁済が優先される。

#### (7) 担保措置の消滅

2005年民法同様、2015年民法においても担保措置の消滅の規定は総則規定にはおかれておらず、各担保措置に消滅・終了規定として置かれている(質は315条、抵当は327条、所有権留保は334条、保証は343条、留置は350条。)

### 3 土地使用者<sup>78</sup>及び土地付着財産<sup>79</sup>への抵当

#### (1) はじめに<sup>80</sup>

一般に担保措置として使用されているのは抵当と質である。なかでも土地使用者及び土地付着財産(住宅)に対する抵当が多くを占めるとされている<sup>81</sup>。

これまで担保措置の総則規定を見てきたことから、ここでは多く利用されている土地使用者及び土地付着財産への抵当設定について概要をまとめてみる。

なお「土地付着財産」は、土地に付着する「住宅」、「他の建設物」、「多年生樹木」及び「植林された生産林」で構成される(土地法104条1項、09号合同通達3条1項参照)。このうち以下では、一般に担保措置財産として活用される「住宅」を中心に見ていく。

#### (2) 成立

##### ア 抵当の実現条件

##### ア 土地使用者の場合

土地法188条は、以下の条件を満たすときに、土地使用者に対する抵当が実

<sup>78</sup> ベトナム語では「quyền sử dụng đất」、英語では「mortgage of land use right」である。ベトナム語を漢字表記にすると「quyền(権利) sử dụng(使用) đất(土地)」となる。

<sup>79</sup> ベトナム語では「tài sản gắn liền với đất」、英語では「mortgage of land-attached assets」である。ベトナム語を漢字表記にすると「tài sản(財産) gắn liền với(付属する、結合する) đất(土地)」となる。

<sup>80</sup> 不動産法制の概要は「ベトナムのビジネス法務」(森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループ編、(株)商事法務、2018年)132頁以下に簡潔に紹介されている。

<sup>81</sup> 注31の調査結果参照。他に「ベトナムのビジネス法務」(森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループ編、(株)商事法務、2018年、127頁)参照。

現できるとする（なお、2015年民法500条乃至502条参照）。

具体的には、

- ① 証書を有する（但し、土地法186条3項、168条の場合は除く。）
- ② 争いのない土地（同法3条24項参照）
- ③ 判決執行確保のために留置されない土地使用权
- ④ 土地使用期間内であること

これらが条件とされている。

また、これら以外の条件が課される場合もある（土地法188条2項、168条1項）。

#### (イ) 土地付着財産の場合

住宅法<sup>82</sup>118条は、取引される住宅の条件として、以下のものを掲げる。これは抵当設定のほか、住宅売買や賃貸借、相続の場合にも適用される。

具体的には、

- ① 法令の規定にそった証明書が存在。但し、将来形成住宅の「抵当設定」の場合は、同条2項で除外されている<sup>83</sup>
- ② 所有権について紛争、不服申立て、提訴がなされていない。期限付き住宅所有の場合、所有期間中である
- ③ 判決執行のため差し押さえられ、又は権限を有する国家機関の法的効力を生じた行政決定を執行するために差し押さえられていない
- ④ 権限を有する機関の土地回収決定の対象になっておらず、住宅の収去、解体の通知を受けていない

といった条件が掲げられているが、これらについては取引内容によって様々な例外がある（同法118条2項、3項参照）

#### イ 当事者の合意と効力要件・対抗要件

##### (ア) 土地使用权の場合

- ① 前記条件の下、当事者は土地使用权抵当契約を締結することになる。その場合、当該契約書は公証<sup>84</sup>又は確証<sup>85</sup>されなければならない（土地法167条3項a）及びd））。
- ② その上で抵当契約の効力要件は、土地使用权が土地登記機関に登録されなけ

<sup>82</sup> ベトナム語では「LUẬT NHÀ Ở」、英語では「HOUSING LAW」である。

<sup>83</sup> 2018年11月20日～23日にかけて、JICAプロジェクトの協力により司法省国家担保取引登録局において実施されたクアンニン省とビンフック省における担保措置の実態調査（金融機関、公証事務所、人民裁判所）結果によれば、銀行が貸し付ける際や、公証の際、住宅の所有権証明書がないままの抵当設定契約をどのように扱うか、実務の現場で混乱があるようである。

<sup>84</sup> ベトナム語では「công chứng」、英語では「notarization」である。公証組織が行う。

<sup>85</sup> ベトナム語では「chứng thực」、英語では「certification」である。この場合、コミュニケーションレベルの人民委員会が行う（議定「23/2015/ND-CP」参照）。なお、[https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal\\_land\\_2013.pdf](https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_land_2013.pdf)では、土地法167条3項dは、「確証」ではなく「証明」と訳出されている。

ればならないことを踏まえ（必要的登記，土地法95条1項1文・同7項，163号議定12条1項a，102号議定4条1項a），地勢帳簿の登記とされており（土地法188条3項，163号議定10条1項c，102号議定5条1項・39条）<sup>86</sup>，登記した時点から効力が発生する。

③ また，第三者対抗力は登記の時点から生じる（2015年民法298条2項）。

(イ) 土地付着財産の場合

① 土地付着財産に係る抵当契約を締結することになるが，土地使用权と異なり，原則として法令に定めのない限り，当該契約書は公証又は確証されなくてもよい。この場合，抵当契約の効力要件は契約締結であり，同締結時点から効力が発生する（2015年民法319条1項本文）。

但し，住宅の抵当契約の場合（住宅法120条及び121条），住宅法の定めにより，公証又は確証されなければならない（住宅法122条1項前段，同条4項）。契約の効力要件は公証又は確証であり，これらがなされた時点から効力が発生する（同122条1項後段）。

② なお，土地付着財産それ自体の登記については任意的登記となっている（土地法95条1項2文。但し，例外として担保措置登記議定102号議定4条1項bの「土地付着財産の所有権が土地使用权，住宅及びその他土地付着財産所有権証明書上で証明されている場合における土地付着財産の抵当」については必要的登記となっている。）。

なお，登記した場合は，土地管理台帳への登記の時点から登記の効力が生じる（土地法95条7項，102号議定5条1項）。

③ 第三者対抗力は登記の時点から生じる（2015年民法298条2項）。

ウ 登記に必要な書類

(ア) 土地使用权の場合

土地使用权への抵当の場合，天然資源環境局に直属する土地登記事務所で登記手続を行う（102号議定9条3項）。

登記請求者は①登記請求書，②抵当契約書（公証又は確証があるもの），③土地使用权証明書の原本を提出する（同39条1項乃至3項）。

(イ) 土地付着財産の場合

土地付着財産の登記手続を行う場所は，土地使用权と同様である（同9条3項）。

登記請求者は，原則として，①登記請求書，②抵当契約書（法律が規定する場合は公証又は確証があるもの。例：住宅），③住宅，土地付着財産所有権証明書，土地法97条2項が規定する各種証明書のうち対象物に応じた1つについて，原

<sup>86</sup> 2014年公証法5条1項（[https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal\\_notary.pdf](https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_notary.pdf)）では，公証書は公証人が署名，公証従事組織の印鑑を押印した日から効力を有するとある。一方，土地使用权に対する抵当設定契約書は，公証された場合でも，地勢帳簿に登記した時点から効力を有するとされている。この点で公証法と土地法に不整合があると指摘され続けている。

本の提出を要する（同39条1項乃至3項）。

他に、住宅でない将来形成土地付着財産（同4項）、土地使用者と土地付着財産の所有者が異なり、土地使用者が当該付着財産の所有者でない場合には、上記以外に必要な書類があることが規定されている（同5項）。

## エ その他

### (ア) 抵当を設定できる主体（抵当設定者）

#### ① 土地使用者の場合

土地使用者は証書を有するとき、土地使用者への抵当を設定できる（土地法168条1項）。

ここで「土地使用者」とは、土地法の規定にしたがって、国家から土地を交付・賃貸され、土地使用者を公認され、土地使用者の譲渡を受ける者として、国家機関、公立事業組織、民事に関する法令の規定に従う他の組織を含む国内組織等（同法5条1項）、家族世帯<sup>87</sup>・個人等も入る（同2項）ほか、住民共同体等も含まれる（同3項から7項）。

#### ② 土地付着財産の場合

土地付着財産の場合、民法その他特別法の定める内容に従うことになる。

この中でも住宅の場合、住宅法119条に「住宅取引の当事者に関する条件」の規定がある。

### (イ) 抵当設定対象者（抵当受領者）

#### ① 土地使用者の場合

土地使用者に抵当を設定できるのは、原則として、ベトナムにおいて営業を認可された金融組織である（土地法174条2項d、175条1項b）。

但し、個人又は家族世帯が権利者である土地使用者については、営業を許可された金融組織以外の他の経済組織、個人に対し土地使用者への抵当を設定できる（179条1項g）。

#### ② 土地付着財産の場合

土地付着財産の場合、民法その他特別法の定める内容に従うことになる。

この中でも住宅については、住宅法144条によれば、組織（同法3条14

---

<sup>87</sup> 土地使用者証明書等における MONRE（天然資源環境省）通達 23/2014/TT-BTNMT の 5条1項c（2014年5月19日付）、及びこれを改訂する同通達 33/2017/TT-BTNMT（2017年9月29日付）6条5項によれば、土地使用者証明書における「世帯」の規定の仕方は、「c）土地を使用する世帯である場合、「家族世帯、Mr・・・を含む」（又は「家族世帯、Mrs・・・を含む」）を入力してから、本項a号に規定したとおりに家族世帯主の名前、生年月日、身上の証明書の名前と番号、家族世帯の常駐住所を入力する。家族世帯主は土地共同使用権を持たない場合には家族世帯の土地共同使用権を持つその他のメンバーである代表者を入力する。次の行には「乙（土地付着財産の共同所有権、土地共同使用権を持つ残りの家族世帯のメンバーの名前、生年月日、身上の証明書の名前と番号を順々に入力する）と一緒に土地を使用したり、土地付着財産を所有したりする（又は土地を使用する又は財産を所有する）」を入力する（仮訳）、とされている。このように記載の仕方は規定されているが、世帯の範囲についての基準は明確になっていない。

項)である所有者は、「ベトナムで活動している与信組織」のために抵当を設定でき、個人である所有者は、法令の規定に従い、「ベトナムで活動している与信組織、経済組織又は個人」のために抵当を設定できる(住宅法144条1項,2項)。つまり、住宅所有者が組織のときは「ベトナムで活動する与信組織」のみが抵当を設定でき、個人のときは「ベトナムで活動している与信組織、経済組織又は個人」が抵当を設定できるとなっている。

その他、共同所有住宅、賃貸中の住宅、住宅建築投資プロジェクト及び将来形成住宅に抵当を設定できる(住宅法145条乃至148条)。

#### (ウ) 土地所有権と土地付着財産の関係

土地所有権と土地付着財産の関係について、所有者が同一あるいは異なる場合、抵当が両方あるいは他方にのみ設定されている場合の関係について、2005年民法には規定がなく、163号議定68条に規定されていた。

同条を踏まえ、2015年民法では次のように法定された。

なお、処分方法についてルール設定がなされているが、清算については規定がないため、その方法について163号議定の改訂において規定されるべきとの指摘がなされている。

#### ① 土地所有権に抵当を設定するが、土地付着財産に抵当を設定しない場合(2015年民法325条)

- ・土地所有権と土地付着財産の所有者が同一の場合

処分される財産は、異なる合意がある場合を除き、土地付着財産を含む(318条3項参照)。

- ・土地所有者が同時に土地付着財産の所有者ではない場合<sup>88</sup>

土地所有権が処分される場合、土地付着財産の所有者は、自己の権利・義務の範囲内で土地の使用を継続できる。

土地付着財産の所有者との関係における抵当権設定者の権利義務は、異なる合意がある場合を除き、土地所有権の譲渡を受けた者に引き継がれる。

#### ② 土地付着財産に抵当を設定するが土地所有権には抵当を設定しない場合(326条)

- ・土地所有権と土地付着財産の所有者が同一の場合

処分される財産は、異なる合意がある場合を除き、土地所有権を含む。

- ・土地付着財産の所有者が同時に土地所有者ではない場合

<sup>88</sup> この事案に関連する判例として「判例第11号/2017/AL」がある。2015年民法適用前の事案であるが、同旨の内容を規定する163号68条4項が適用された事案である。判旨としては、①民事義務の履行を担保するため、自己の所有に属する土地所有権及び土地付着財産を抵当に入れたが、同じ土地に抵当を設定していない他人所有に属する土地付着財産がある場合でも、抵当契約の形式と内容が法令の規定に合致している場合、当該抵当契約は法的効力を有する、②当該抵当契約において、抵当受領者が担保財産(土地所有権)を売却できる合意がある場合、前記土地付着財産の他人(第三者)に対して、土地所有権売買の優先譲渡権を認めるという内容からなる。

土地付着財産を処分するときは、土地付着財産の所有権の移転を受けた者は、異なる合意がある場合を除き、移転を受けた土地付着財産の所有者の権利・義務の範囲内において土地の使用を継続できる。

#### 4 終わりに

- (1) 1995年民法制定以後、2005年民法を経て2015年民法に至るまでベトナムの担保措置制度は徐々にではあるが整備されてきた。特に2015年民法では総則規定が整備され、対抗力や複数抵当受領者間の弁済順位、担保措置処分（実行）についての規定の充実が図られている。他に留置権や所有権留保制度も担保措置として整備された。

しかし、制度の充実とは裏腹に、依然として実務では後順位抵当をつけることへの抵抗や担保措置処分（実行）に困難を来すとの実態がある。これは担保措置制度だけではなく、登記制度の充実や公的実行制度の確立、ひいては司法制度への信頼の確立など、その背後にある様々な“司法インフラ”の充実と表裏一体の関係にある。

問題はこのような視点でのグランドデザインが、政府機構内の縦割りの弊害と相まって描きにくい点にあるのではないかと実感する。

不動産登記はトレンスシステムを、動産登記は米国統一商事法典（UCC）第9章をモデルとしているといわれている。諸外国の制度をカスタマイズして取り込むこと自体を否定するものではないものの<sup>89</sup>、立法事実が明確でないようなものや、縦割りの弊害のため政策や制度の整合性を図れない中で制度設計している実態があるように思われる。

また、実務の現場では2015年民法が既に担保措置制度の大きな骨格を示しているにもかかわらず、私的自治による運用というよりは、政府が規定を整備すべきという議論・マインドが根強い。それでも実務は動いており、実際は法規がこれを後追いつするという「鶏と卵」のような議論となっている。

- (2) このような実態がありながら、ベトナムで金融を融通し経済を活性化させるためには、その手段として実効性を伴う担保措置制度の存在はやはり不可欠である。これがCPTPP（環太平洋パートナーシップ協定）や二国間投資協定を加速させているベトナムの置かれた現実である。

しかし、ベトナムではまだ恐る恐る担保措置制度が使われている印象がある。担保財産の処分がその実効性を伴わないからである。そのためにはやはり登記制度や公的実行制度の確立による信頼できる制度の整備が不可欠である。

この点でベトナム側は社会主義国の特徴なのか法制度の「完全さ」を志向する傾向が強い。またあらゆる規律を法規範文書として規定すべきとの思考が根底にあるように思える。現実には法・司法制度整備に終わりや完全はなく、常に見直しが必要であっ

---

<sup>89</sup> 当地ドナー関係者と話した際、諸外国の法司法制度を取り込んでいる状況を揶揄して、ベトナムの法司法状況は hot pot 状態になっており、discipline がないとの指摘があった。

たり、あらかじめ規定しきれない事柄があることは論を待たない。

とりわけ年率6～7%の経済成長率を維持するベトナムに起こっている社会変化のスピードからすれば、法・司法制度の整備がこれに追いつくのは容易ではない。法・司法制度の整備を、変化に追いつき・追い越せるようなものと位置付けて事前の規範として整備し続けることに注力するのか、その現実的限界を自覚し判例制度の整備などと相まって<sup>90</sup>事後的な救済制度の整備へと舵を切るのか、こういった法の立ち位置を司法のあり方を含めベトナムの中でどう位置付けるかは大きな政策課題のように思われる。これは「社会主義志向市場経済体制の整備」（共産党中央執行委員会2017年6月3日付11号決議）を掲げるベトナム固有の課題である。

- (3) このような中、本稿で付随的に論じてきた163号議定の改正は、担保措置制度の整備において急務かつ重要な位置付けを占めると言って良い。2015年民法が規定する担保措置はこれまでの担保措置の集大成のような位置付けとなっているからである。

もっとも、議論し整理すべき論点は多くあるため一筋縄ではいかない。実務的観点から優先度を決め制度設計していく必要がある。プロジェクトとしても優先課題を見極め必要な協力を行っていききたい<sup>91</sup>。

---

<sup>90</sup> ベトナム判例制度の概要については「ベトナム判例制度の実情及び展望」（酒井直樹・鎌田咲子，ICD NEWS第73号，29頁）参照。

<sup>91</sup> 本稿では、外国投資企業や外国法人，外国人が担保措置に関係する場合は論じていない。引用で記載した日系法律事務所の著作を参照のこと。